

# 堺 溶 接 工 業 協 会 規 約

第1条 本会は堺溶接工業協会と称する

第2条 本協会は、堺市及びその周辺において溶接設備を有する業者及び、溶接に関わる教育機関、学校、有識者を以って組織する理事会が必要と認める場合は、その推薦により賛助会員を置くことが出来る

第3条 本協会は、理事会の決議によって事務所を必要な地に置くことができる

第4条 本協会は次の事業を行う

1. 溶接技術の研究向上
2. 関係法規の連絡、並びに指導
3. 協会員相互の親睦をはかり、健全な発展に寄与すること
4. 協会員の安全衛生、福利厚生に関する事業
5. 溶接技術の伝承と教育機関との連携ならびに指導育成

第5条 本協会に次の会員を置く

1. 企業会員 溶接又は接合に関する事業又は業務を行っている法人又は個人事業主
2. 学識会員 溶接又は接合に関する学識又は経験を有し、理事会から推薦された個人とする

第6条 本協会に次の委員を置く

理 事 長	1 名
副 理 事 長	3 名
会 計 理 事	2 名
理 事	若 干 名
会 計 監 査	2 名

第7条 理事長は総会において協会員より選出し、副理事長は、理事長の指名により選出する

第8条 会計理事は、協会員中より理事長これを指名する

第9条 理事は、協会員中より理事長これを指名する。理事は、協会事務を執行し、理事会において主要事項を審議し出席者の過半数を以って成立する

第10条 協会の役員の任期は、1年とし再選を妨げない 補欠の役員は前任者の残存期間とする

第11条 本協会は、理事会の推薦により顧問及び相談役を置くことができる

第12条 本協会に、会員内外より技術顧問、及び技術アドバイザーを置くことができる

1. 技術顧問、及び技術アドバイザーは、理事長が理事会の決議を得て委託する
2. 技術アドバイザーは溶接技術の普及・啓発を図る

第13条 理事長は、毎年1回の定時総会を招集し協会事業の報告を行う

第14条 総会の議長は、理事長がこれにあたる

第15条 本協会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする

第16条 会費について

1. 企業会員は、総会の議決を得て別に定める会費を納めなければならない

一般会費（月1,500円） 年18,000円

賛助会費（月2,000円） 年24,000円

特別賛助会費 年36,000円

とする。会費の納付については、年額一括請求とし、請求書に添付される郵便振込用紙(通常振込料金加入者負担)による年額一括納付を原則とする但し分割の場合は2回とする

2. 学識会員については、会費を負担しないものとする

第17条 退会しようとする者は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。又次の各号の一に各当する場合には、退会しなければいけない  
(ア)2年以上会費を納入しないとき  
(イ)会員である団体が解散したとき  
退会しても、すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない

第18条 毎年度の終りには、収支決算書を作成し、定時総会の承認を受けるものとする

第19条 本協会の、規約の改廃は、総会の承認を必要とする

第20条 本規約の施行に必要な細則は、別に定める

第21条 本規約は、本協会の総会承認を以ってその効力を発生する

#### 改廃記録

##### 1.第2条及び第14条の改定

(平成2年5月13日 第62回定時総会において承認可決される)

##### 2.第19条を廃止、削除

(平成5年5月23日 第65回総会にて承認可決される)

##### 3.第15条の改定

(平成27年5月31日 第87回総会にて承認可決される)

##### 4.第2条及び第3条、16条の改訂並びに第5条、第12条の改定

(平成29年5月28日 第89回総会にて承認可決される)